

平成29年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成29年5月23日（火）

逗子市総務部情報政策課

平成29年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成29年5月23日（火）

午後 2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 逗子市個人情報保護条例等の一部改正について
3. 個人情報事務登録簿について
4. 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について
5. その他

出 席 委 員（4名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（1名）

委 員	篠 崎 百 合 子
-----	-----------

説明のために出席した職員（0名）

事務局等出席者

総 務 部 次 長 （総務・情報 政策担当）	梅 津 敏 郎
情報政策課 担当 課 長	矢 島 小 百 合

情報政策課 係報政策課 情報政策課 非常勤事 嘱託員	内田典久 判治恵子
--	--------------

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 1名

配付資料

- ・ 第1回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成28年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】逗子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 【資料2】平成29年5月 番号法の一部改正に伴う個人情報保護ハンドブック（平成28年4月版）の改正箇所
- ・ 【資料3】平成29年度第1回 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料4】平成28年度 個人情報保護制度の運用状況
- ・ 【資料5】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・ 【資料6】個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護条例等の検討事項（案）
- ・ 【資料7】逗子の未来協議会レポート（平成29年5月）特別回
- ・ 【資料8】個人情報保護条例の見直し等について（総務省通知）

午後 2時00分開会

○立川会長 それでは、時間が参りましたので開会いたしたいと思います。

平成29年度第1回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席があった場合に本審議会は成立をいたします。今回は篠崎委員が欠席でございますが、過半数に達しておりますので成立になります。

○矢島情報政策課担当課長 本日、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、傍聴の方をお呼びします。

(傍聴人入室)

○立川会長 よろしいですか。

○矢島情報政策課担当課長 お願いします。

○立川会長 それでは、本日は傍聴の方がいらっしゃいます。

会議に先立ち、傍聴の方をお願いいたします。本運営審議会は、原則公開となっておりますが、案件において特定の個人が識別され得る情報を取り扱う必要が生じたときには、また、相当な理由があると認められたときには、会議の途中において必要と認められた傍聴の方には、一時退場していただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

また、傍聴の際の資料に関しましてもお配りしないことがあります。きょうは全部お配りしたんですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○立川会長 きょうは全部、資料は配付いたしております。

それでは、議事に入る前に機構改革に伴う職員の紹介等があるとのことでございますので、事務局、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、4月1日付の機構改革により情報公開課が情報政策課に統合し、係として再編されましたので、ご報告させていただきます。

情報公開課の職員の異動はありませんでしたので、引き続きよろしくお願いいたします。

私は、情報公開課長から情報政策課担当課長、括弧がありますけれども、

(情報公開・個人情報保護担当)ということになりましたが、所掌の範囲は変更ありませんので、あわせてよろしくお願いいたします。

また、情報政策課になりましたので、次長が総務部次長(総務・情報政策担当)の梅津に変わりましたので、ご挨拶させていただきます。

○梅津総務部次長 どうも初めまして、梅津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立川会長 ありがとうございます。

それでは、新しいメンバーのもと、また今後ともよろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。では、事務局、よろしくお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 どなたか過不足おありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、議題に入ります。

議題の1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを議題といたします。これも事務局、よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 先日校正依頼いたしました平成28年度第6回議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○立川会長 こちらは、既に皆様には校正をいただいております。それに基づいて、きょう配られた議事録ができたわけですが、皆様の修正したところがうまくちゃんと訂正、修正されているかどうか、ご確認をお願いいたします。

(議事録の確認)

○立川会長 どなたかご異議ある委員の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、この第6回個人情報保護運営審議会議事録については確定をいたしました。

後の処理、事務局、よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○立川会長 議題の1の審議が終了しましたので、議題の2、逗子市個人情報保

護条例等の一部改正についてを議題といたします。では、こちら事務局から説明をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、議題２の逗子市個人情報保護条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

資料１、資料２の報告の前に、４月の機構改革に係る個人情報保護条例施行規則等の改正について、改めて報告させていただきます。

規則・要綱等につきましては、総務課でまとめて改正をしております。情報公開課、情報公開課長と表記されている箇所の改正につきましては、情報公開課は情報政策課と改正しましたが、情報公開課長につきましては、個人情報保護制度を所管する課長に改正されました。

解釈運用基準につきましては、そのほかで改正がありましたので、総務課ではなく、３月中に私どものほうで改正の手続をしましたが、情報公開課長を情報政策課長と改正した点が２カ所ありましたので、そちらのほうは情報政策課担当課長に改めたいと考えております。

解釈運用基準につきましては、情報政策課と表記されている箇所が多くありますので、先ほど申しました個人情報保護制度を所管する課長ではなく、情報政策課担当課長の表記のほうを理解しやすいと考えております。

また、特定個人情報保護評価実施要領につきましては、情報公開課長と表記されていた部分を情報政策課担当課長に改正しました。

以上が機構改革に係る改正の報告となります。

次に、資料１、資料２に基づいてご説明させていただきます。

こちらの改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、個人番号を利用する事務として定められている事務以外で、地方自治体が独自に条例で定め個人番号を利用する事務、いわゆる独自利用事務と言われているものですが、独自利用事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供について、番号法第19条第８号に規定されたことにより、関係規定の整備等を図るものです。

番号法の主な改正内容につきましては、独自利用事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とし、情報連携の範囲を拡充す

ることとしたものです。

特定個人情報を提供する場合を規定した第19条に第8号（独自利用事務に係る情報連携の規定）が追加されました。

それから、第26条が追加、新設となりますけれども、独自利用事務に係る情報連携においては、法定事務に係る情報連携の各規定、第21条から第25条までを準用するという規定が追加となりました。

また、「行政機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に係る行政機関個人情報保護法第35条の適用については、読み替える。」とする第30条、新しく31条ですけれども、そちらの読みかえ字句が改められました。

番号法において、地方公共団体に対し番号法の趣旨を踏まえ必要な措置を講じるよう定められていることから、番号法の一部改正に伴う関係規定の整備を図るため、条例改正をするものです。

条例改正の内容につきましては、案の段階ですけれども、新旧対照表のとおりです。

まず、条例第2条第6号の「情報提供等記録」の定義に、括弧書きの部分となりますが、これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含める旨を表記します。

それから、第22条第2項の「訂正請求に対する決定等」の規定を改めます。具体的には、独自利用事務に係る情報提供等記録を訂正した場合の手続で、情報提供等記録の訂正を行った場合における通知先に、「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」を加える等改正いたします。

また、番号法第26条が新設され、条ずれが生じたための番号法の引用部分を改めます。条例第23条第1項、条例第25条第1項、条例第28条第2項の部分です。

番号法の改正の施行日が平成29年5月30日ですので、本来もっと早くに審議会でご審議いただくべきであったのですが、このような時期になってしまい大変申しわけありません。これらの条例の改正につきましては、例規審査を受けまして、平成29年第2回の定例会に上程予定です。

また、こちらの改正に伴い、解釈運用基準、特定個人情報保護評価実施要領につきましても、別添資料2のとおり、改正が必要となります。

解釈運用基準の改正箇所につきましては、新旧対照表のとおりですけれども、条ずれ、号ずれの部分を除き、ご説明させていただきますと、新旧対照表 2 ページ、ハンドブックで言いますと 74 ページの第 2 条関係の 2、解釈、(6) 第 6 号関係、イ、④の下に、「また、番号法第 26 条において、同法第 19 条第 8 号の規定による独自利用事務に係る情報連携についても、この規定を準用するとされている。」を加えます。

次に、新旧対照表の 3 ページ、ハンドブック 98 ページになりますが、第 10 条の 3 関係、1、趣旨の⑧に、「⑧独自利用事務に係る情報提供ネットワークシステムの使用（第 19 条第 8 号）」を追加します。

それから、新旧対照表 4 ページ、ハンドブック 139 ページになりますが、第 22 条関係、2、解釈、(2) 第 2 項関係の下線の部分を改正、追加します。具体的には、「又は」になっているところが「若しくは」ということと、「又は」の後が「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、」とする。

また、「このことは番号法第 26 条において準用する場合においても同様の取扱いとなる。」というふうにします。

それから、新旧対照表 6 ページになりますが、ハンドブック 142 ページ、第 23 条関係、2、解釈、(1) 第 1 項関係のオの⑧は、第 10 条の 3 と同様に追加します。

その他の部分は、条ずれ、号ずれの改正となります。

以上が改正予定の点です。よろしくご審議お願いします。

○立川会長 ありがとうございました。

大変手間のかかる作業でございました。

それでは、委員さんから何かご質疑があればお願いいたします。

内容が膨大なところがありますので、なかなか理解が難しいようだけれども、条例改正について、現在の条例をどう整合性をもって改正していかなくてはいけないかということで、改正箇所を指摘していただきましたけれども、何か整合性がないようなところは、どうでしょうね。

○森田委員 すみません。表現の問題だと思うんですが、解釈運用基準の新旧対照表の 2 ページ目の一番下、右欄の一番下なんですが、「番号法第 26 条におい

て、同法第19条第8号の規定による独自利用事務に係る情報連携についても、この規定は準用する。」というのは、ちょっとその文章としてわかりにくいんですが、番号法第26条においてというのは、これはどこにかかるんですかね。

○矢島情報政策課担当課長 「おいて」がかかる部分ですね。番号法第26条において、この情報、この規定ですので、番号法第23条第1項の規定が準用されるというふうには読めないですかね。表現が悪い。「第」は入ってなかったですね、ここ。

○森田委員 何かちょっと言葉が足りないような気がするんですけどもね。

○矢島情報政策課担当課長 いい表現が見つからなくて、もう一回、番号法第26条の内容をお配りしたほうがよろしいですか。ちょっと番号法、きょうおつけしてなかったんですが、それは追加であるので、ちょっと見ていただいて。

○森田委員 そのせいかもしれません。

(番号法についての参考資料配付)

○矢島情報政策課担当課長 2枚目の新旧対照表の65ページと振られているところに26条が新設で、第19条第8号の規定による特定個人情報の提供ということで入っております。

○森田委員 先ほどの私が質問したところについて言うと、番号法第26条において、同法19条8号の規定による。

○矢島情報政策課担当課長 第21条から前条までの規定は。

○森田委員 「よるとされている」とか入れればいいのか。

○矢島情報政策課担当課長 「よるとされている」

○森田委員 どうでしょうかね。このままでいいのか。

26条において、この規定は準用するとされているという読み方なんですか、これは。

○矢島情報政策課担当課長 番号法第26条において、番号法第19条第8号の規定による独自利用事務に係る情報連携においては法定事務に係る情報連携の各規定を準用するとされていますので、この第23条第1項において、以下のとおり規定していると書いてあるので、こちらも準用されるというふうに書いてしまったんですが、ちょっと変でしょうか。

○森田委員 26条のどの部分ですか、今のは。

- 矢島情報政策課担当課長 26条の第21条（第1項を除く）から、前条までの規定は第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用すると書いてあるので、ちょっと違う解釈になりますか。
- 森田委員 この条文か。26条において、この規定は準用するとされている。その中に。
- 矢島情報政策課担当課長 21条から。
- 森田委員 ここで言っているのは、23条1項のことなんですね。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。
- 森田委員 23条1項というのは保存しなければならないという規定なので、新しく設けられた19条8号の規定による情報連携についても、番号法26条において、この23条1項の規定が準用されているということですね。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。
- 森田委員 そういう意味だ。でも、「この規程は準用する」の「規程」は「定める」ですね。
- 矢島情報政策課担当課長 「程」が間違っています。「程」は「定める」のほうですね。すみません、間違っています。
- 森田委員 「定める」にして、そうであれば通じると言えば通じるのですが、法律を同時に見ないと全然わからないでしょう。
- 矢島情報政策課担当課長 第21条から第25条が情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供について規定されていて、23条が情報提供等の記録ということなんですね。
- 森田委員 趣旨はわかりました。表現はこれでいいのかな。単にもう少しわかりやすくできないかなということなんです。
- 矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。
- 内田情報政策課係長 順番は、逆のほうがよろしいでしょうか。19条を先に言っておいて、26条に。
- 森田委員 19条についても番号法26条において、この規定は。この規定というのは、23条1項のことだけでいいんですか。
- 矢島情報政策課担当課長 情報提供と、今回の改正が2条の改正、その解釈

なので。

○森田委員 今の下線が引いてある部分のコメントは、23条第1項のことだけなんですかね。

○矢島情報政策課担当課長 この内容が準用される場所は、もっとありますね。

○森田委員 いや、そうなんですけれども、この流れで書いてあるのはそこだけなのか。ですから、そうであれば、この規定は準用するというのをむしろ23条1項は準用するとされているという部分を書いたほうがわかりやすいかなと思うんですけれども。さっきのように順番を入れかえて。

○矢島情報政策課担当課長 順番を入れかえて、はい。

○森田委員 番号法26条において、同法23条第1項は準用するとされている。

○矢島情報政策課担当課長 第23条第1項は、はい。

「この規定」というのもわかりづらいですね。第1項と書いたほうがいいということ。

○森田委員 そこは具体的にしたほうがいいかなとは思うので。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 そうすると、ここだけ一見してみても、この規定というのは23条1項のことで、保存義務のことだなということはわかるかと思うので。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

「また、番号法第19条第8号の規定による独自利用事務に係る情報連携については、同法第26条において同法第23条第1項は準用するとされている。」というような形に直したほうがよろしいですかね。

○森田委員 そうですね。要するに、その新しく規定された19条8号の情報連携の場合も、記録保存義務があるよということですよ、要は言いたいことはね。

○矢島情報政策課担当課長 そうです、はい。

○森田委員 それをどれだけわかりやすく書くかということですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 もうちょっと丁寧に言うのであれば、23条第1項は準用されるので、同条に規定する保存義務が生じるとか、そんな感じでしょうかね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 何かいい知恵ありませんかね。私が考えられるのはそれぐらいまで

です。もし、もうちょっとうまい表現があったらご助言いただいてと思います。

○立川会長 それでは、今の森田委員からのご指摘されたところを踏まえて、ちょっと整理していただけますか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○立川会長 もしできていれば、読んでいただきたいんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 「また、番号法第19条第8号の規定による独自利用事務に係る情報連携については同法第26条において、同法第23条第1項は準用するとされているので同条に規定する保存義務が生じる」という形でよろしいでしょうか。

○森田委員 はい、私の意見はそんな感じですので。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっと文言の整理は。

○森田委員 ええ、細かい整理はお任せすることでもいいかと思いますが。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○立川会長 そうですね。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっとわかりやすいように表現させていただければと思います。

○立川会長 では、この件以外でどなたかご質問。
よろしいですか。

○安達副会長 ちょっと1点。

○立川会長 はい、どうぞ。

○安達副会長 解釈運用基準のほうで何カ所か、独自利用事務という言葉が出てきますよね。これは、いわゆる。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、定義をしていないです。

○安達副会長 いわゆる独自利用事務のことをそのままさっさと書きちゃうと、これは何だということになるので。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね。

○安達副会長 説明が必要になるんじゃないかなと思うんですけどもね。

○矢島情報政策課担当課長 どこでも言ってないですね。

○安達副会長 条例自体には出てこないんですよ、条例そのものには。

○矢島情報政策課担当課長 条例では出てこない。

- 安達副会長 番号法の9条2項ですか。先ほど配っていただいた資料の、番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）となっていて、この番号法9条2項が（抄）として引用されています。番号法の新旧対照表では9条2項は略されていますが、資料としての表題が「3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）に係る情報連携について」という、この資料のほうでは、その表紙の裏側に記載されています。
- 矢島情報政策課担当課長 たしか書いてないですので、解釈で突然出てきたらわからないですね。
- 安達副会長 ええ。ちょっとそれでは説明不足ではないでしょうかということ。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですね。
- 安達副会長 これを見ると、（抄）ですが、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関し」というふうに、これですよね。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。それがこちらの1枚目に配った。
- 安達副会長 1枚目にあるのが、これは現在、逗子市で独自利用として条例。
- 矢島情報政策課担当課長 に定めて、届け出をしているものです。
- 安達副会長 個人情報保護委員会に届け出をしているものということですね。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。ですけど、解釈の中でないです。定義をしていないので、突然独自利用事務と言われてもということですよ。
- 安達副会長 はい、そうです。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですよ。長くならないようにはしなきゃいけないんですが、どこかに書かないとやはりまずいですね。
- 森田委員 それは、もう定義を。
- 矢島情報政策課担当課長 一番下のところで。
- 森田委員 ええ、定義づけしてもらえばいいんじゃないでしょうかね。
- 矢島情報政策課担当課長 よろしいですか。この10条の3のところ。
- 森田委員 ここが最初に出てくるんですかね。
- 矢島情報政策課担当課長 ここと10条の3ともう1カ所⑧ということを出てく

る箇所が2カ所あって、10条の3と23条の解釈のところで出てくるんですね。これは解釈ですので、この⑧の下というか、一連のところの下のところになんかの形で書けばよろしいでしょうか。

○森田委員 そうでしょうね。定義としては⑧ではないんでしょうね。2項のほうなんでしょうね。

○矢島情報政策課担当課長 2項でしたほうがよろしいですかね。

○森田委員 2項にこういう定めがあって、それを独自利用事務と言いますという定義づけかなとは思いますが、それを受けた形でこの8号があるので。

○矢島情報政策課担当課長 そうすると、番号法第19条、各号、番号法第19条で。

○森田委員 この10条の3関係のところの一番下のところに入れておけばいいのかなと思うんですが。

○矢島情報政策課担当課長 1の趣旨の一番下のほうに。

○森田委員 そうですね。

○矢島情報政策課担当課長 15号までできたその下のところに、「独自利用事務とは」というような表現を書き加える形でよろしいでしょうか。

○森田委員 ええ。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっとその形で、またこちら、事務局のほうでつくりまして、例規審査もありますので、そちらでも確認をとってみますけれども。

○森田委員 はい。

○矢島情報政策課担当課長 またできたら、メール等でこういうふうなところで対応しますということでご連絡ということでよろしいでしょうか。では、この形で。

○立川会長 はい、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○安達副会長 ちょっとこのついでと言ったらなんですけれども、後で配っていただいた、この最初の独自利用事務の逗子市での利用のリスト、このところで、届出書及び根拠となる条例等は次のとおりということで、左側は届出書、右側に根拠規範となっているんですけれども、その最初に挙がっている「生活に困

窮する外国人に対する生活保護の措置について」というのは、これは一体何なのかという。根拠規範となっていますけれども、これは表題だけで、これは何かということはさっぱりわからないんで。ほかのものは条例とか要綱とか挙がっていますよね。これは何なんですか。

○矢島情報政策課担当課長 すみません、こちらは情報公関係の資料ではなくて、情報政策系のほうでアップしている資料をちょっと今回わかりやすく添付したので、詳しい内容がわからないんですが、生活保護の関係につきましては、この制度の関係で何か検討があったようなお話は伺っていますけれども、次長、おわかりになりますか。

○森田委員 検索できれば。

○梅津総務部次長 別表を。

○矢島情報政策課担当課長 はい。生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、「（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。）に基づく外国籍の市民の保護の決定及び実施または徴収金の徴収に関する事務」というふうになっております。

○森田委員 徴収に関する何ですか。

○矢島情報政策課担当課長 事務。

○森田委員 事務。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 そうか、事務というのは、そっちの届出書のほうに書いてある。そうすると、その当時の厚生省の通知が根拠。

○矢島情報政策課担当課長 はい。と書いてあり、そうですね。条例の施行規則でも、そちらのほうは。

○安達副会長 厚生省の通知に基づいて行っている事務ということですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○安達副会長 もともと、生活保護法自体に根拠があるのではなくて、逗子市の独自利用事務ですかね。

○梅津総務部次長 うちだけではなくてですね、この独自利用事務にこれを入れるということで条例でうたうことになっているので、逗子市でも入れているというような形になります。

○安達副会長 全国的に。

○梅津総務部次長 はい。

○矢島情報政策課担当課長 特別ということではないと思いますが、ちょっとお調べして、またそちらのほうもご連絡します。

○森田委員 ただ、条例ではないにしても、何か市としての規範がないと、何かそれ使えるのかなという、要するに、何かもう、そういう解釈にはしちゃっているんでしょうけれども。

○安達副会長 この場合の趣旨としては、市として独自に利用するための根拠ですか。それが国の通知だというのは、ちょっと。

○森田委員 国の制度だと言っちゃうと、ちょっとね。条例独自でやるとはちょっと言えなくなりそうな気はするんですけどもね。

○矢島情報政策課担当課長 何かちょっと経緯があったような気がしますので、そちらのほうはお調べして、ちょっとご連絡をさせていただきます。当初より入っているんですよね。

○梅津総務部次長 そうですね。

○矢島情報政策課担当課長 当初より入れていますので。じゃ、こちらは、ちょっと資料等ありましたら。

○立川会長 ほかに何かございますか。

それでは、我々も持ち帰って再度読み直して、気がついたところがあれば、また事務局のほうへ提出するということで、ネットの上でまとめはしたいと思っていますので。

では、先ほどの件については、事務局のほうでまとめてご連絡ください。

○矢島情報政策課担当課長 はい、よろしくお願いします。

○立川会長 ありがとうございます。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○立川会長 それでは、議題の3、個人情報事務登録簿についてを議題といたします。

では、これも事務局のほうからよろしくお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、個人情報事務登録簿について、お手元の資料3をご覧ください。

平成29年度第1回個人情報事務登録簿の変更状況集計表ということで、こちらは5月23日、きょう現在となります。ご存じのとおり、今回は4月1日付で機構改革がありまして、福祉部のこどもセクションが教育委員会へ移り、また、課名や所管の変更もありましたので、新規、抹消、変更が多数ありました。

各課共通の変更6件は、課名、所管の変更によるものです。

市長の欄の新規5件につきましては、新規4件と所管変更の際に分割したものが1件です。内容は後ほどご報告させていただきます。

それから、市長の欄の抹消は60件ですが、うち52件は教育委員会へ移行したもので、残りの8件は事業が終了し保存年限が過ぎ抹消となったものや、機構改革により統合されたものです。

また、市長の欄の変更150件につきましては、次ページ以降の報告案件一覧をご覧くださいとわかりますが、ほとんどが課名変更、所管の変更によるものです。

一番最初のページに戻りまして、教育委員会の新規53件は、先ほどご報告した機構改革により市長から移ったものが52件、それ以外の新規が1件ということです。

それから、教育委員会の変更4件は、課名の変更及び所管変更、統合によるものです。

固定資産評価審査委員会と公平委員会の変更、それぞれ1件は、事務局が変更となったものです。

合計件数は、新規と抹消を差し引きまして、全部で登録件数が642件となります。内訳としまして、次ページ以降の報告案件一覧表ということでお示ししてあります。

それでは、新規5件につきましてご報告させていただきます。

登録簿の写しをご覧ください。

1件目は市長で、防災安全課の逗子市地域防犯カメラ設置補助業務となります。こちらは、平成29年度の新規事業ですが、生活安全課から所管替えて防災安全課が担当となりました。事業開始は、平成29年4月1日からで、個人情報収集の目的は、地域の安全・安心まちづくりを目的に防犯カメラを設置する事業に対し補助金交付を行うためです。対象となる個人の範囲は、自治会等の役

員の情報となります。記録の名称等は、記載のとおりとなります。

それから、2件目は右方に2と書いてあるものですが、2件目は防災安全課の避難行動要支援者避難支援制度になります。こちらにつきましては、平成27年度の当審議会での目的外利用提供について答申をいただいた事業です。平成29年1月1日から事業開始をしており、記録の名称等は記載のとおりとなっております。

それから、3件目は文化スポーツ課の市立体育館維持管理事業になります。こちらにつきましても、当審議会にご報告させていただきました市立体育館での防犯カメラの設置に伴う登録となります。

それから、4件目は高齢介護課で、介護予防・日常生活支援総合事業になります。こちらは平成29年4月1日からの事業で、個人情報収集の目的は、総合事業のサービスを受けるために、事業対象かどうかの認定を行うためです。対象となる個人は、総合事業を利用（利用しようとする）被保険者になります。記録の名称等は、記載のとおりとなります。

5件目は教育委員会で、学校体育施設開放事業です。こちらは市長から教育委員会へ所管がかわったものですが、この事業は教育委員会から市長へ所管替えし、再度教育委員会へ変更となったものですが、市長部局の文化スポーツ課で今回の所管替えに伴い確認したところ、登録が漏れていたものです。申しわけありませんでした。

内容は、学校体育施設の開放のための個人情報の収集となります。所管課のみの利用で、記録の名称は記載のとおりです。ですので、市長部局の文化スポーツ課から所管替えで教育委員会社会教育課に移りまして、教育委員会で新規1件ということで登録をさせていただきました。

また、先ほどの一覧表では新規6件となっているんですが、1件は分離により新規扱いとなったものがありますが、こちらは先ほどのA4縦型の変更表の報告案件の一覧表の4ページの環境都市課の変更となっている交通安全推進事務（神奈川県交通安全功労者表彰）、こちら、右のところに新規扱いと書いてありますけれども、生活安全課より所管替えとなりましたが、同じ交通安全推進事務ですが、上にあります交通安全対策協議会と事業内容が異なるため、こちらから分離して新規としてカウントしたものです。

新規は以上となります。

変更は合計162件で、報告案件一覧表のとおりで、ほとんどが課名、所管の変更となります。

抹消につきましては、こちらのA4縦の報告案件一覧の一番下、7ページ、抹消8件が載っておりますけれども、抹消につきましては、市長が60件で、うち教育委員会へ移行したものが52件で、それ以外が8件となっております、8件につきましては、こちらに書いてありますように、先ほどご報告しました事業が終了し保存年限が過ぎて抹消となったものや、機構改革により統合されたものです。

こちら、ご報告のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○立川会長 ご苦労さまでした。

条例の改正等がありまして、それに基づいて整理をしていただいて、これだけの変更を中心にした作業が行われたということでございますが、新規の5点について明確になるかと思いますが、何かご質問はありますか。

この新規の一番最初に見ました防犯カメラ設置補助業務ですが、これはいつから始まるんですか。

○矢島情報政策課担当課長 そちらにつきましては、今年度、平成29年4月1日からの事業となりますけれども、こちらの補助制度実施に関しましては、平成28年12月7日から29年1月10日までパブリックコメントを実施しているということです。そして、そちらのほうを受けまして、逗子市地域防犯カメラ設置事業補助制度についてということで、各団体等に説明会等も開いたと聞いております。補助金のほうは、平成29年度の予算ですので、平成29年から実施なんですけれども、もう申請のほうはあるそうなんです、実際に実施はもっと先になるというように、実際に防犯カメラが立つのは秋というふうに伺っております。

○森田委員 今のことは、自治会等役員名簿というふうに対象となる個人が挙げられておりますけれども、自治会が中心だけでも、必ずしもそれだけではないというようなことなんでしょうかね、その補助の対象としては。

○矢島情報政策課担当課長 地域防犯カメラの設置事業の補助金の交付要綱ができておりまして、こちらでは自治会・町内会等の団体が地域の安全・安心まち

づくりを目的に防犯カメラを設置する事業に対しということになっておりますので、対象は、逗子市のほうは自治会・町内会が地域に全部あるわけではないので、ないところもあるんですね。自主防災の組織のようなところがありますので。

○森田委員 基本的に、そういう地域の、地域を基盤とする団体。

○矢島情報政策課担当課長 はい、団体ということなので。

○森田委員 その申請を受けるということですかね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 その申請するときに、その団体の役員名簿を出してもらうという、そういう手続ですか。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、はい。あと、申請書にはやはり代表者の方のお名前がありますけれども、住所のほうは、やはり会館等ない場合には代表者の方のご住所になってきます。

○立川会長 そうすると、この運用についての責任というのは、各団体が負うということでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね。所管から聞き取ったことでは、神奈川県補助金もこちらに、市からも補助が出ますけれども、神奈川県補助金も出る事業だというふうに伺っております。補助事業に関する文書の中で防犯カメラの適切な管理・運用について触れているということで、そちらに沿って指導しており、ガイドラインは今、作成中というふうに伺っております。補助をするに当たっては、やはり適切な使用、適切な管理・運用について指導をするというふうに。

○森田委員 基本的には、そのカメラで撮った映像を入手するということではないわけですね、市のほうで。

○矢島情報政策課担当課長 市が入手するということではないです。設置事業に対して補助をするということですので、そちらの情報の管理について、きちっと適切に管理・運用するようにということです。

○立川会長 ここではその団体の役員さんの個人情報もあるんですが、その他に、実際に運用されると防犯カメラに映った個人情報というのは、これは市とか県は責任を持たないで、各設置をした団体がそれに対しては責任を持って行うと

いうことになるわけですかね。

○矢島情報政策課担当課長　そうですね。自治会等の個人情報の取り扱いについては、今までは個人情報保護法が5,000人以下ということで適用にならなかった部分もあるんですけども、今後はそちらも適用の範囲内になってきますので、やはり適切に管理・運用するようという指導はしていくものと考えておりますけれども。こちらのほうも管理職の研修もありますので、間接的にこういう補助の団体等についてもきちっと指導ができるようという形で、研修内容などにも盛り込んでいけたらなと思っております。

○立川会長　ほかに何か委員からございますか。

はい、どうぞ。

○安達副会長　新規のほうの登録簿の2番、避難行動要支援者避難支援制度ですが、これはひとり暮らし高齢者や障がい者等が対象になるわけですね。対象となる個人の範囲の欄が空欄ですけども。

○矢島情報政策課担当課長　そうですね。

○安達副会長　これは、もうちょっと特定されていませんかでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長　いや、書けると思います。抜けているんだと思いますので、ちょっとこちらのほうはチェックが甘かったと思います。

○安達副会長　高齢者は何歳以上とか、何かありますか。

○矢島情報政策課担当課長　はい。そうですね、前にご審議いただいたときの資料を持ってくればよかったんですけども、ちょっとそこが抜けてしまいました。子育てとかも入っていましたよね、そのときに。ですので、右のひとり暮らし高齢者台帳、子育て支援課、母子健康手帳管理台帳等ありますので、ひとり暮らし高齢者、障がい者等とありますので。

○安達副会長　実施要綱に何か書いてあったような。

○矢島情報政策課担当課長　今、ホームページのほうでちょっと確認しましたら、かなりありまして、避難行動要支援者とは、要介護認定結果が要介護3以上で、かつひとり暮らしの高齢者。2番目が身体障害者手帳を所持している、そのうち肢体不自由1、2級の者ということで、11項目ありますので、ちょっとこれは別紙か何かで対応したいと思います。横に載っているものがそのままということになってくるとと思いますので、ちょっと確認してみます。

あと、準じる方で、やはり 9 番目なんかは日本語の理解が十分でない外国人の方というふうに書いてありますし、そういう妊産婦の方なんかも入っておりますので。それから、そちらに準じる方で、みずから支援を希望する方も入ってくるようですので、ちょっとここを全部に入れるには多分すごい段になってくると思うんですけれども。

○森田委員 要支援者だから、何々に規定する要支援者みたいな言い方で。

○矢島情報政策課担当課長 はい、要綱にあるというふうに記入させていただきます。すみません、漏れです。

それから、すみません、記録の名称の行動要援護者、「要園者」じゃないと思いますので、「えん」も違ってありますし、ちょっとごめんなさい。

○安達副会長 要支援者ですね。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっと字が。要支援者ですね、きっと。すみません、ちょっと申しわけありません。チェックが甘かったです。そちらのほうも直させていただきます。

○立川会長 では、ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、議題の 4、平成28年度個人情報保護制度の運用状況について。

では、これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、お手元に配布しました資料 4 になりますが、平成28年度個人情報保護制度の運用状況をご覧ください。

こちらは、平成28年度、1 年間のものをまとめたものです。

1 の個人情報取扱事務の登録状況につきましては、平成27年度末に637件でしたが、平成28年度に新規17件、抹消が10件ありましたので、結果、平成28年度末で644件になっております。

平成28年度中の変更は、64件ありました。

2 の審議会への諮問状況につきましては、7 件です。

6、7 ページが諮問の一覧で、昨年度当審議会でご審議いただいた内容、結果となっております。後ほど簡単にご説明させていただきます。

2 ページ目の 3、開示請求件数及び決定等の内訳につきましては、開示請求件数が 8 件で、その内訳は全部開示が 5 件、一部開示が 2 件、不開示が 1 件、不存在が 2 件となっております。

4 ページ、5 ページが、その請求内容及び処理状況となります。こちらも後ほど簡単にご説明いたします。

4 は、請求の所管別内訳です。戸籍住民課が 2 件、障がい福祉課が 1 件、国保健康課が 1 件、介護保険課が 3 件、子育て支援課が 1 件となっております。

5 は、同一人による請求件数の内訳です。1 件請求した方が 8 人と、同一人による複数の請求はありませんでした。

6 は簡易開示の実施状況で、職員課が 11 件、消防総務課が 1 件です。こちらは、条例第 18 条に基づく特例開示請求となります。

7 の行政不服審査法に基づく審査請求につきましては、1 件です。こちらの事務については、総務課が担当しております。

8 の条例に基づく不服申出等の状況は、ゼロ件です。

それから、9 の類型諮問にかかる利用・提供の実施状況につきましては、こちらは条例第 10 条第 1 項第 4 号関係の平成 26 年 10 月 7 日付運営審議会答申に基づく報告となります。

軽自動車税賦課事務に係る刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会による提供が 21 件、道路交通法第 51 条の 5 第 2 項照会が 175 件となっております。

市営駐車場維持管理事務・放置自転車等対策事務に係る刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会はゼロ件でした。

それから、防犯カメラ設置・管理運用事業に係る刑事訴訟法 197 条第 2 項照会で、生活安全課が 2 件、児童青少年課が 2 件、提供がありました。

それから、4 ページに移りまして、4 ページの 10、請求内容及び処理状況につきましては、先ほど 3 の開示請求件数及び決定等の内訳でお話しさせていただきましたとおり、請求件数は 8 件です。

ナンバー 1、障がい福祉課は全部開示となっております。

ナンバー 2、介護保険課は全部開示ですが、請求内容のうち主治医意見書部分につきましては、主治医への確認調査のため延長となり、2 回に分けての決定となりました。

ナンバー 3、戸籍住民課は不存在です。不存在理由は、請求内容である戸籍証明書等の請求がなかったためです。

それからナンバー 4、戸籍住民課は一部開示で、請求者以外の個人情報と法

人等に関する情報が非開示となっております。こちらは、文書の特定に時間を要し、延長決定がされた後、開示となっております。

それからナンバー5、介護保険課は全部開示ですが、主治医への確認調査のため、延長決定がされた後に開示されました。

それからナンバー6、子育て支援課ですが、こちらは協力関係維持情報、事務事業の実施に関する情報として不開示となっております。

ナンバー7、国保健康課は一部開示で、請求者以外の個人情報が入っています。

ナンバー8、介護保険課は不存在と全部開示に決定が分かれていましたが、不存在は認定結果のわかるものの部分で、理由は保存年限を経過したためです。それから、主治医意見書部分につきましては、主治医への確認調査のため、延長決定後に全部開示となっております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

11の個人情報保護運営審議会への諮問一覧ということで、昨年度は7件当審議会へ諮問がありました。内容的には記載のとおりですが、全て適当との答申をいただきました。うちナンバー3については、継続してご審議いただきました。

8ページに移りまして、8ページは当審議会の開催状況ということで、平成28年度は6回開催させていただきました。議題等については記載のとおりです。

簡単ではございますが、以上でございます。

○立川会長 ご苦労さまでした。

この運用状況について、ご質問がございましたらお願いいたします。

○海原委員 初歩的な話で今ごろ申しわけないんですけども、番号法なんかでも説明されていますけれども、オンライン結合というのは、万人にでもわかるに、どういうことなんですか。具体的によくわからないんですけども。イメージはわかるんですけども、オンライン結合というのは素人、一般の普通の主婦とか何か、皆さんどういう。私には理解できないんですけども、イメージはわかるんですけども。ここにも定義されていますよね。ファイルを結合していると書いてありますけれども、一般の方がわかるようにするには。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね。うちのハンドブックで言うと99ページ

のほうにオンライン結合による提供の制限ということで、この第11条関係ということで。

○海原委員 少し農地の件でオンライン結合のことをやったとき、言われるとすっと流れるんですけども、実際第三者が、ないしは市民から聞かれて、オンライン結合って何と言われると、すみません、私もう答えようがない。何かいい答えを教えていただければ。

○梅津総務部次長 具体的に言いますと、番号制度の番号自体をオンラインでつなぐのではなくて、途中で符号に変えて、個人情報、先ほど言いましたとおりに、その提供する側と受ける側でやりとりをするというのがこのオンライン結合になります。

○海原委員 その中身じゃなくて、個人情報を暗号化みたいなものに変えて、デジタルデータ変換して使うという理解、説明でいいですか。

○梅津総務部次長 だから、逗子市で保有している個人情報を他の市町村がその番号にひもづいている情報を符号を介してその情報のやりとりをするという形になります。ですので、番号そのものをやりとりするのではなくて、番号を符号に変えて、それが他の市町村で情報を入手するときにその符号を通じてというふうな形がこのオンライン結合というような。

○森田委員 今ご説明いただいたのは、番号法における情報連携のやり方ですね。

○梅津総務部次長 はい。

○森田委員 だから、番号法の情報連携はあえて直接その番号なら番号を流すんじゃなくて、符号に読みかえて流すという、セキュリティのためにそうやっているんですけども、でも、それは本来のオンライン結合じゃないわけですよ。本来のオンライン結合はそういうややこしいことはしないで、直接特定の情報を流しちゃうと。あるコンピューターシステムとほかのシステムとを直接つなげちゃうのが、もともとのオンライン結合なんですよ。だから、それは原則としてはやらないと、認めないということになっているので、番号法の世界ではそれはまずいから、今ご説明いただいたようなやり方をしているということなんですけれども、もともともっと素朴なものは、私も素人なのであれなんですけれども、こっちのシステムとこっちのシステムを直接使って、お互い行き

来できるようにしちゃっている。だから、それは広く認めてしまうとまずいで、原則は禁止して、例外的に個別に認めていきましょうという、そういう話だったんですけれどもね。

ただ、今はインターネットとかがもう普及しちゃっているので、お互いコンピューター同士で、パソコン同士でやりとりするということが幾らでもできちゃうので、大分イメージが違ってきちゃったという。前のようなものすごく特別なことだったということではなくなってきた中で、じゃ、どういうふうにそれを規制していくかというのは、ちょっと難しい話になっちゃっているというような、私もその程度の認識なんですけれどもね。

○立川会長 これは、どこかに定義されていたような気がします。

○森田委員 今見ると、2条の8号ですかね。「実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器を通信回路を用いて結合することをいう。」という、定義としてはそれだけなので。

○立川会長 電子計算機という言葉自体が、もう何か博物館にあるような気がするんです。だから、情報端末同士、情報端末を使ってネットでやりとりをすることが、今現在言うオンラインだと思うんですね。

それで、昔はオンラインとオフラインというのがあって、オンラインはコンピューター同士がネットでつながっていて、いつでも情報を交換や自動処理できるよということ、一方、オフラインは一々伝票に書いたものを手で入力して、コンピューターを動かして情報をとるということでした。コンピューターとコンピューター同士は何も線でつながっていない状況がオフラインだったんですが、今、森田委員もおっしゃったように、現在ネットで全てつながっていますので、オフラインってどういう、実際なぜ使っていると言われると、かえって見つけるのが困っちゃうような状態ですよ。

したがって、コンピューター同士、あるいは情報端末同士がネットを通してつながっていることがオンラインだと、今おっしゃったようにその間自由に使っているのか。自由に使っているやり方もいろいろありますけれども、少なくともきちっと管理をして、あるいは暗号を交わして第三者が見られないようにしようというセキュリティ管理が重要になってきたということだと思います。

○海原委員 ここに書いてある農地情報公開システムというのがあって、国の何

とかというシステムがあって、それは別々で、くっついては見られないという考え方ですかね。

○森田委員 原則はね。

○海原委員 それをくっつけることをオンライン結合というふうにちょっと意識しちゃっていいんですかね。

○森田委員 その問題について言えば、そうだと思います。それなのでここで議論して、ゴーサインを出すという話になるわけですね。

○海原委員 何となくわかります。

○森田委員 どこまでこれをカバーするのかというのは、なかなか難しい問題だし、大分価値観が変わってきているので、固定的に説明しにくい状況かなとは思いますが、基本的には、発想はそうだと思います。

○立川会長 ほかに何かございませんか。

○安達副会長 いいですか。

○立川会長 はい、どうぞ。

○安達副会長 行政不服審査が1件出ているということですが、これは何に関する案件か、参考までに伺えますか。

○矢島情報政策課担当課長 これとしましては、ナンバー4の戸籍住民課の部分、そちらのほうか。

○安達副会長 ナンバー4ですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい、ナンバー4です。

○森田委員 不服申出をしないで、審査請求をやったと。

○矢島情報政策課担当課長 はい。ですので、こちらのほうはちょっと内容的には総務課のほうを担当しておりますので。

○安達副会長 弁護士会からの請求分について、不開示にしたものの開示をせよということですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○安達副会長 6番の案件は特に不服の申出等はなかったんですか。

○矢島情報政策課担当課長 なかったです、はい。

○安達副会長 全部不開示ということですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。ご本人自体が電話の記録があること自体をご

存じだったもので、存否応答拒否にはなかったですね。

○立川会長 よろしいですか。

○安達副会長 はい。

○立川会長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

それでは、これで議題の4を終わります。議題の5はその他ですが、事務局、ありますか。

○矢島情報政策課担当課長 4点ほどございます。

1点目は、資料5になりますが、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）について変更がありましたので、内田係長よりご報告させていただきます。

○内田情報政策課係長 すみません、資料5になります。

こちらのほうは、ときどきこの審議会でもご報告させていただいています特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧ということになっております。

今回、4月の例の機構改革に関連しまして、記載事項の変更があったために報告をさせていただきます。

基本的に機構改革関連で全ての評価書の表記が一部変更となりました。評価番号で言いますと、全部で22、1つ欠番になるので21の事務が逗子市で現在、基礎項目評価書として存在しているんですけども、全て新しくなっております。

理由としては、人事異動による部署の変更ですとか、所管課の変更、そういったものが主になっております。

参考までに、次のページに基礎項目評価書の一例を添付させていただいております。こちらは、子育て支援課の予防接種に関する事務の基礎項目評価書になります。番号で言うと4番になる事務なんですけれども、この事務は、今回所管課が、子育て支援課が、先ほど登録簿の報告でもあったんですけども、市長部局から教育委員会のほうに移管されましたので、そのような関係の変更が生じました。

このため、最初の表紙から1つめくっていただきますと、関連情報という字がいっぱい書いてあるページがあるんですけども、そちらのところで細かい変更があると思いますけれども、例えば、1の中の②事務の概要という、ちょ

っと幅の広い欄があると思うんですけども、そのところの一番下に、本来この事務は教育委員会に移ったので、教育委員会の事務となるわけなんです、市長権限で行う事務を教育委員会で補助執行という形をとっているものですから、そのあたりの表記を米印で一番下に追記をさせていただいております。

このパターンは、子育て支援課以外にも、保育課の事務でも同様の記載があります。

それから、5番目の評価実施機関における担当部署のところが機構改革により変更となりました。

7番目の特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先というところが、情報公開課から情報政策課情報公開係に変わりました。この関係で全ての事務が変わっています。

8番目の特定個人情報ファイルの取扱い先も所管課の変更により変更がございました。

最後のページに変更箇所を一覧で示しております。

一部、国民健康保険に関する事務で、システムの名称変更があったんですけども、それ以外は基本的に全て機構改革関連の変更となりまして、その他の基本的な記載内容の変更はございません。

それから、全体の事務の数が21事務であるということも変更はありません。

簡単ですが、以上、報告となります。

○立川会長 ありがとうございました。

この件について、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、その他の次、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 2点目になります。2点目は、個人情報保護法等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正についての検討ですが、前回触れさせていただきました総務省の検討会の報告書が5月19日、金曜日、先週の金曜日の夜にメールで通知がありましたので、資料8として急遽お配りさせていただきました。

前回の会議の際にも情報がありましたら、その都度ということで考えていたのですが、こちら、通知等もなく、総務省のホームページも検索はしていたの

ですが、ずっとなかったため、事前には資料6のみの準備となっていました。個人情報保護条例の見直しについては、通知にありますように、従前個人情報の保護に関する基本方針において、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえることとされており、また今回の法の改正等を踏まえ、基本方針が一部改正され、条例の見直しに当たって、特に行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められることが記載されました。

このため、地方公共団体においては、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、条例の見直しに取り組むことが必要とされています。

通知では留意事項が示されておりまして、個人情報の定義の明確化等、また要配慮個人情報の取り扱い、非識別加工情報の仕組みの導入、罰則、オンライン結合制限等について書かれております。

毎回、他の議題等もあり、短い時間でご審議いただいておりますが大変恐縮ですが、こちらの通知を受けまして、次回以降でご審議いただけるよう準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○立川会長 ありがとうございます。

資料8、膨大な資料が来ましたが、それをよく読んで、我々なりに今後、詰めていかなくちゃいけないということになりますが、とりあえず次回までにここまでというようなものが、事務局のほうで何か我々に要望があれば。

○矢島情報政策課担当課長 できる限り事務局としてもいろいろ準備はしたいと思っているんですけども、非識別加工情報の関係もありますので、慎重に対応しなければいけない部分もありますので、全体的には時間がかかる可能性があるのではないかと考えております。

事務局の今の意向としては、やはり現段階では神奈川県と同じく非識別加工情報に係る部分を除いて、先に個人情報の定義と要配慮個人情報について検討を進めていきたいと考えておりますけれども、それも含めてご審議いただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○立川会長 はい、わかりました。

この件について、ほかに何かご質問はありますか。

○矢島情報政策課担当課長 この資料は次回も使わせていただくようになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○立川会長 はい、わかりました。

事務局、まだありますか、その他。

○矢島情報政策課担当課長 3点目になります。

資料で逗子の未来協議会レポートというのを7番目に配らせていただいたんですが、（仮称）自治基本条例の検討なんですけれども、実は市議会の平成29年度の予算審議で、事業の予算が減額修正という結果になりました。一旦ストップがかかっておりますけれども、議会からの指摘を受けとめ、引き続き検討を続け、よりよいものとしていただけるよう準備をしている状況ですので、ご報告させていただきます。また状況が変わりましたら、その都度ご報告させていただきます。

3点目は以上です。

こちらの未来協議会レポートのほうには、内田係長が写っていますよね。ちょっと小さいんですけれども。黒くて申しわけないんですけれども。

ちょっとストップがかかっている状況ですので、前にご説明した時期的にはずれるのかな。ずれるのか、詰めてやるのか、今のところ状況的にはわかりませんので、またご報告させていただければと思います。

○立川会長 はい、わかりました。

今のところは、予算が減額修正されたことで、今までどおり進めなくなったという現状認識でいいですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい、そうですね。私も入っている検討会の予算はないですので、ちょっとストップがかかっている状況ですので、また進みましたらご報告させていただきます。

○立川会長 はい、わかりました。

この件について、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、また動きがあったら報告していただくことにして。

では、次に4番目お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 4点目は次回の日程調整ということになりますので、

年間の予定であれば7月7日の金曜日の10時ということでお願いしてあるんですが、いかがでしょう。

(日程調整)

○立川会長 それでは、本日は審議事項はなかったんですが、機構改革を踏まえて膨大な修正箇所の整理をするということで、報告事項で皆様のご意見をいただいたということでございます。

それでは、ほかに何か皆様の中からその他ありましたら。

○海原委員 資料8に戻っちゃうんですけども、総務省のほうなんですけれども、地域の実情に応じた見直しをしてくださいという、特に事務局なんかで逗子の地域の実情って何かお考えになっていることはございますか。

○矢島情報政策課担当課長 個人情報保護法ができる前からこちらの個人情報保護条例、平成4年に施行されていますので、先に条例のほうができている形なんです。

それで、平成17年に個人情報保護法が施行されていますので、そのときに個人情報保護のこちらの審議会のほうでご意見等もいただいているところはあるんですけども、そちらの答申内容もちよっと読んでみたりはしたんですが、そのときには個人情報保護法等との整合を検討する際には、法と本条例の各条文を対比し、個人情報保護法等に合わせたほうがより市民の個人情報が保護できると判断した場合のみ改正するよう提言したというふうに書いてあります。どこまで地域の実情にというのはあるんですけども。これから個人情報、事業者の5,000人が外れますと、例えばうちの個人情報保護条例のほうでは「個人情報」と「個人の情報」という使い分けをしているようなところもあるんですね。個人情報保護条例のほうでは、「個人情報」というのは市の持っている情報が「個人情報」、一般的に言う保有個人情報のことを「個人情報」と定義しております。事業者の個人情報は、「個人の情報」というような言い回しをしております。そういうところもあわせて改正していかないと、今後小規模事業者も個人情報保護法の対象になってきますと、「個人情報」というのか「個人の情報」というのか、入り混じってしまうところもありますので、定義も変えていかないといけないのかなと思っているところもあります。

ですので、かなり中身を見ていくと、改正部分は大きくなっていくのかなと

も思っているんですけども、そちらも含めてご審議いただけるように、ちょっと準備はしていかないといけないなとは思っております。

○立川会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、きょうも長い間ご苦勞さまでございました。これで閉会といたします。

午後 3時45分閉会